

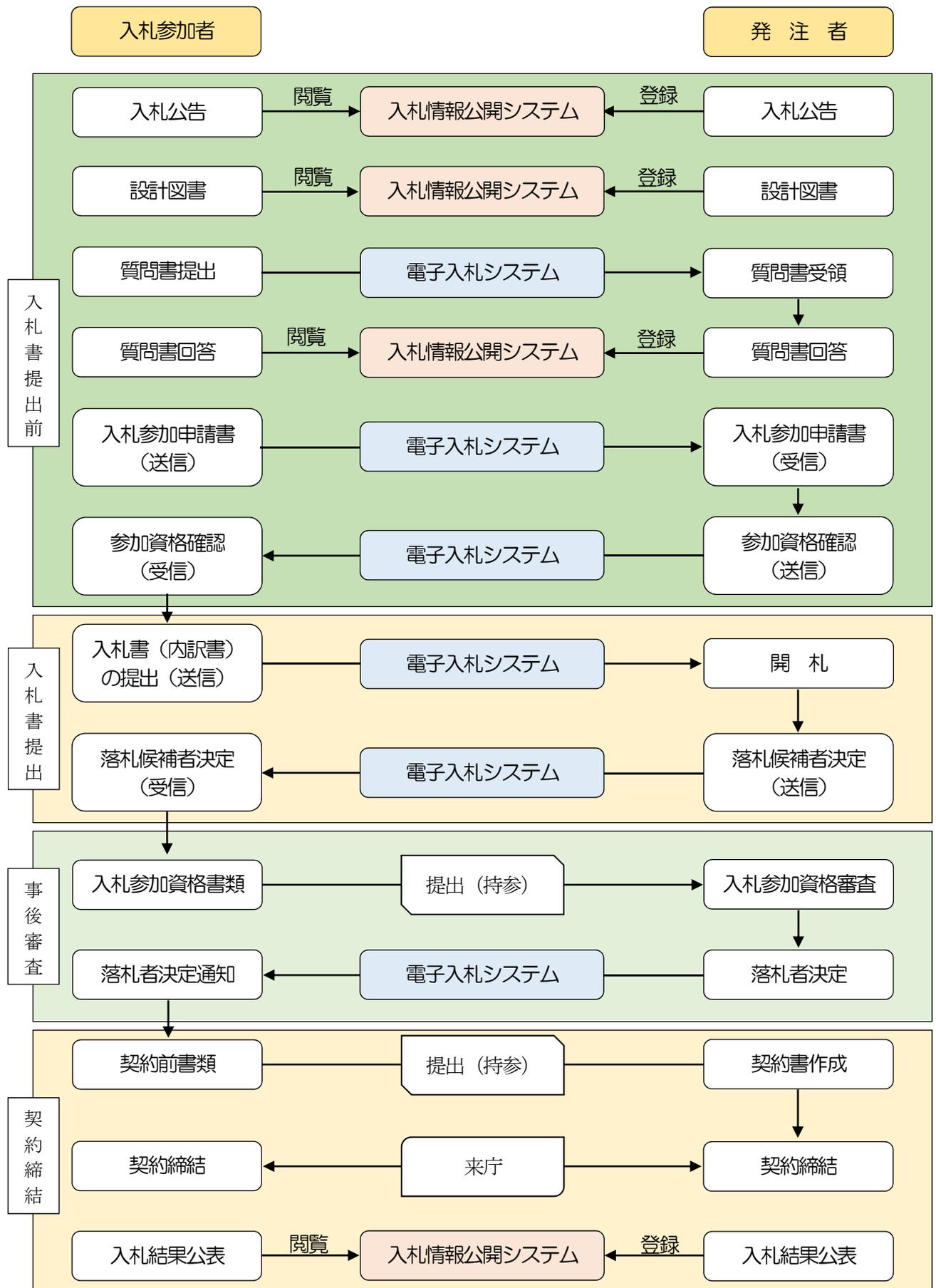
条件付一般競争入札の手引き

(入札参加者向け)

令和6年11月

大船渡市総務部契約検査室

1 条件付一般競争入札（電子入札）手続きの流れ



2 対象工事

市が発注する建設工事のうち、設計価格が130万円以上の工事とします。

ただし、災害の復旧等特に緊急を要する工事、施工上特殊な専門的技術（特許工法等を含む。）を必要とする工事その他条件付一般競争入札に適さないと認める工事は、対象としません。

3 入札案件の公告

条件付一般競争入札の案件は、入札の日時や内容等を記載した「公告」によりお知らせいたします。

当市の条件付一般競争入札の公告は、原則、毎週木曜日に掲載します。

条件付一般競争入札は、指名競争入札と異なり、指名通知等を個別に通知することはありませんので、入札公告や入札の発注情報を確認してください。

4 入札参加資格要件

条件付一般競争入札には、入札公告に示された入札参加資格の要件（条件）を満たす方が参加することができます。この入札参加資格の主な要件は、以下のとおりです。

(1) 一般的要件

大船渡市の市営建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されている者であることが資格要件となります。また、一般的な資格要件として、以下の要件を満たしていることが必要です。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかの規定に該当しない者であること（被補助人、被保佐人又は未成年者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）。

イ 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けていること。

ウ 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の有効期間（経営事項審査の審査基準日から1年7月）を経過していないこと。

エ 建設業法第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止（対象工事の入札の参加又は受注を禁止する内容を含まないものを除く。）を対象工事に対応する業種について命ぜられた者で、入札参加申請書提出の日から落札決定の日までの間にその処分の期間が経過していない者でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）。

カ 受注を希望する工事に、入札参加資格確認書類の提出期限の日現在において申請者と公告に示す期間以上の雇用関係にある者（建設業法に定める経營業務の管理責任者及び営業所専任技術者を除く。）を主任技術者又は監理技術者として専

任（公告において専任を求めない場合を除く。）で配置できること。

キ 入札公告の日から入札の日までの間に、大船渡市から市営建設工事に係る指名競争入札における指名停止措置要綱（平成14年10月25日告示第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

ク 市税に納期到来分の未納がないこと。

ケ 電子入札対象工事においては、電子証明書を取得し、大船渡市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により利用者登録を行っている者であること。

コ 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(2) 格付要件

格付は、一部の業種について、品質確保等の観点から、事業者の経営規模、施工能力等に応じた発注を行うことを目的に行っており、原則として、発注金額に応じて参加可能な格付等級（条件）を設定することとしています。

(3) 地域要件

地域要件とは、入札に参加できる方の主たる営業所（本社）の所在地を条件とするものです。市内業者の育成の観点も踏まえ、市内業者で施工可能なものについては、市内業者に発注することを基本としており、原則として市内における地域要件（市内に主たる営業所を有すること。）を設定することとしています。

(4) 施工実績要件

過去、同種の工事や業務を受注し、履行していることを入札参加資格の要件として定める場合があります。官公庁、民間実績等の別、対象期間及び履行回数等の詳細は公告に示します。

(5) 技術者資格要件

一定の条件を満たした有資格者等を、管理者または従事者として配置することを入札参加資格の要件として定める場合があります。条件等の詳細は公告に示します。

(6) その他要件

前述の要件のほか、入札案件によって特別な事情がある場合は、個別に要件を定める場合があります。要件は公告に示しますので、ご確認ください。

5 入札参加申請について

条件付一般競争入札に参加するためには、入札公告で定められた日までに入札参加申請を行う必要があります。

この申請は、条件付一般競争入札参加申請書に必要事項を記入し、電子入札システムで行います。

当初の資格確認は、登録格付が入札公告で示した要件に合っているかなど、基本的事項について確認するものです。

建設業許可や技術者の資格等の確認は、落札候補者についてのみ、事後審査で行います。

入札参加資格の基本的事項の確認結果について、電子入札システムを通じて通知します。

なお、入札参加資格がない旨の通知を受け、その理由に不服があるときは、その理由について説明を求めることができます。ただし、この場合であっても、原則として入札事務手続は続行します。

6 設計図書の配布及び質問・回答

(1) 設計図書の配布

設計図書の配布は、入札情報公開サービスからダウンロードすることで、電子データの設計図書を入手することができます。

(2) 設計図書の配布期間

設計図書の配布期間は公告に掲載します。

(3) 工事内容質問書の受付期間

質問の受付期間は公告に掲載します。

(4) 工事内容質問書の回答期間

質問の回答期間は公告に掲載します。

(5) 工事内容質問回答表の閲覧場所および閲覧期間

回答は入札情報公開サービスに掲載し、閲覧期間は回答日から開札日の前日までとします。

7 入札について

入札は、入札公告で示された日時（1日間で午前8時30分から午後5時15分まで）に電子入札システムで行ってください。一度、入札した入札書は、書換えや撤回はできませんので、注意して操作してください。

また、入札書と一緒に工事費内訳書を必ず添付してください。一度提出した工事費内訳書の差替えは認められませんので注意してください。

8 工事費内訳書について

工事費内訳書は、ホームページ上で配付する専用ファイルをダウンロードし、必要事項を記載したものを使用してください。

また、工事費内訳書は、商号・名称、工事名、工事場所、金額等を十分確認してから添付してください。別の工事の内訳書を添付したり、記載内容が不備な場合は、入札が無効となります。

なお、工事費内訳書と入札額が一致しない場合は、落札候補者となった場合の事後審査において無効となります。

9 入札の無効

次のいずれかに該当するときは無効となりますので、事前に十分ご確認のうえ、入札書を提出してください。なお、一度提出した入札書は差戻し（差替え）できません。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する入札
- (2) 明らかに連合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- (3) 同一工事の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (4) 電子入札において、開札時まで有効なICカードを有しない者のした入札
- (5) 電子入札において、入札書に工事費内訳書の添付がない入札
- (6) 電子入札において、入札執行機関の承諾を得ずに又は指示によらずに紙入札をした入札
- (7) 同一案件において、電子入札と紙入札を二重にした入札
- (8) 電子入札において、入札参加者又は第三者によるかを問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む入札
- (9) 一定の資本関係又は人的関係のある複数の者のした入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

10 入札不参加の取扱いについて

入札参加申請を行い入札参加資格の基本事項の確認を受けた場合において、その後、技術者を配置できなくなるなど、やむを得ない理由で入札に参加できなくなった場合は、入札に参加する必要はありません。

この場合、電子入札システム上での処理（入札日の辞退手続の操作）は、不要です。

入札に参加しなかったことに関し、指名停止などのペナルティを課したり、以後の入札等において不利益な取扱いをすることは一切ありません。なお、開札後、入札に参加しなかった理由についてお伺いする場合があります。

11 最低制限価格制度について

予め設定された最低制限価格を下回った入札者は失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格のうち最低価格の入札者を落札者とするものです。

12 低入札価格調査制度について

調査基準価格を下回る応札者があった場合に、契約の内容に適合した履行がなされるか等について審査を行います。

(1) 調査基準価格

調査基準価格は、低入札であるか否かの判断基準となります。この価格を下回った場合については、低入札価格調査の対象となります。

(2) 失格基準価格による判定

入札価格が調査基準価格を下回った場合には、失格基準価格と入札価格を比較し、失格基準価格を下回った価格で入札した者は、失格になります。

13 開札（落札候補者の決定）

開札により予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者をのうち、最低価格で入札した者を落札候補者に決定します。

14 入札参加資格確認（事後審査方式）について

入札参加資格の確認は、入札後に落札候補者に対してのみ行います。

具体的には、入札公告に示された開札日に開札（この開札は電子入札システムで行いますので、入札執行機関に出向く必要はありません。）を行い、入札執行機関は、電子入札システムで入札参加者に入札参加資格を行うため落札決定を保留する旨通知します。

落札候補者は、入札公告で指定された書類や添付を求められている資料を、指定された日時（通知を受けた日を含めて3日以内（市の休日に関する条例に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。））に持参のうえ提出してください。なお、調査基準価格に満たない価格の入札者が落札候補者となった場合は、落札候補者への入札参加資格確認書類持参の依頼は、電子入札システムでは行わず別途FAXにより通知します。

この書類で入札参加資格を確認し、入札参加資格を満たしている入札者が落札者となります。入札参加資格を満たしていない場合は、次順位の入札者を審査します。なお、入札参加資格の確認は、原則として書類が提出された日から3日以内（休日を除く。）に行うこととしています。

(1) 事後審査時に必要な資料

- ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式4号）
- イ 最新の建設業許可書の写し
- ウ 最新の経営事項審査の総合評定値通知書の写し
- エ 入札日以降に発行された市税納税証明書
- オ 主任技術者又は監理技術者等の資格証等の写し及び保険証の写し
- カ その他入札参加 資格の確認のため必要な書類

これらの資料を提出できない場合は、「入札参加資格なし（入札無効）」になり、落札者とはなりません。

(2) 次点者の扱いについて

落札候補者に入札参加資格がないと認めるときは、当該落札候補者の入札価格の次に低い価格をもって入札した者を落札候補者とみなして、入札参加資格の有無の確認を行います。この規定による方法を落札者が決定するまで繰り返します。

(3) 資格要件不適合の通知について

事後審査の結果、入札参加資格がないことを確認した場合には、速やかに条件付一般競争入札参加資格要件不適合通知書（様式第5号）により、理由を記載して通知します。

なお、この通知に不服があるときは、その理由について説明を求めることができます。ただし、この場合であっても、原則として入札事務手続は続行します。

15 電子くじについて

同じ価格をもって入札した落札候補者が2者以上あるときは、電子入札システムに装備されている電子くじにより入札参加資格の事後審査の順位を決定します。

入札執行機関では、開札後に上記のような場合、電子くじにより自動的に事後審査の順位を決定し、事後審査により入札参加資格を有することが確認されればその入札者を落札者とします。

なお、電子入札に参加する入札参加者は、くじ番号として入札書提出画面から任意の3桁の数字を入力します（3桁の数字を入力しないと入札書は提出できません。）。

16 落札者の通知

落札者を決定したときは、電子入札システムにより、直ちにその旨を当該入札参加者に通知します。

17 契約前書類の提出

落札者は、「課税事業者届出書」又は「免税事業者届出書」及び「契約の保証に係る届出書」を契約検査室に提出（持参）してください。

契約保証は、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければなりません。

18 契約締結

落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に、これを契約担当者に提出しなければなりません。

19 入札結果の公表

対象工事の入札結果は、公開システムに掲載します。なお、入札結果の公表までの間は、入札の経緯、結果の問合わせには、一切応じません。